

## 相続登記手続報酬規程表

(相続による不動産の名義変更)

	書類の取得状況など	司法書士報酬(税込)
1	戸籍謄本・住民票等、登記申請手続きに必要な公的書類をすべて取得済みで遺産分割協議書も作成・捺印済み、登記申請のみを代理する場合	55,000円
2	戸籍謄本・住民票等、登記申請手続きに必要な公的書類をすべて取得済みで相続人間で分割内容は決定しているが、遺産分割協議書は未作成の場合	77,000円
3	上記2の場合であり、次の条件に該当する場合 ① 相続人の数が5名以上の場合	92,400円
4	上記2の場合であり、次のいずれかの条件に該当する場合 ① 兄弟姉妹(または甥姪)が相続人の場合 ② 数次相続が発生している場合	100,100円

### <上記司法書士報酬の他に加算される費用など>

- 御見積額または御請求額には、上記司法書士報酬の他に、登記申請手続きに要した実費が加算されます。実費とは次のようなものです。
  - ① 法務局への登記申請の際の登録免許税(申請年度の固定資産評価額の0.4%)
  - ② 戸籍謄本、住民票などを取得する際の市区町村役場へ支払う発行手数料(1通300円~750円程度)
  - ③ オンライン登記申請のためのインターネット登記情報取得費(1物件につき332円)
  - ④ 登記申請完了後に取得する不動産全部事項証明書取得費(1物件につき480円)
  - ⑤ その他、業務遂行に要した郵送費、交通費
  
- 不足書類(戸籍・住民票)の代行取得をご希望の場合は、1通につき報酬として1,650円(税込)を頂戴します。
  
- 上記報酬額は、登記申請1件分の価額です。登記申請が2件以上となる場合は、1件につき22,000円を加算します。登記申請が2件以上となる場合とは以下のような場合です。
  - ① 土地と建物を、別々の相続人名義とする場合
  - ② 自宅の他にも不動産を所有されており、かつ、法務局の管轄が分かれる場合
  
- 相続対象不動産に住宅ローンなどによる抵当権が設定されている場合で、相続登記に併せて団体信用生命保険により抵当権の抹消手続きを同時にされる場合は、13,200円を加算します。
  
- 登記申請対象不動産が4筆を超える場合、1筆につき2,200円を加算します。

### <その他>

不動産の他にも、預貯金や株式・有価証券等の相続手続きが未了の場合や、相続財産が不明の場合、相続人間での遺産分割協議が整わない場合や、相続人間の連絡・意思疎通が難しい場合、相続手続きに関して総合的なアドバイスやトータルのサポートをご要望の場合などは、当事務所の「遺産相続フルサポートプラン」をご検討ください。